

茨城産業再生特区計画における税制上の特例措置

税制上の特例措置

(1)被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置

(～28年3月末)

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人（「新規立地促進税制」は法人のみ）を対象として、以下の思い切った税制上の特例措置を創設。

特別償却 又は 税額控除 (法37条)	特別償却	～26年3月末	～28年3月末	選択 適用	税額控除(※1)	～26年3月末	～28年3月末
	機械装置	即時償却	50%		機械装置	15%	
	建物・構築物		25%		建物・構築物		8%

(※1 上記税額控除は、税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越し可能。)

い
ず
れ
か
選
択
適
用

法人税等の特別控除(法38条)

雇用等している被災者に対する給与等支給額の10%を税額控除(※2) (※2 税額の20%が限度)

新規立地
促進税制
(法40条)

新規立地新設企業(※3)
を5年間無税に

新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入
(指定後5年間、所得金額を限度)

+ 再投資等した場合の即時償却
(再投資等準備金残高を限度)

(※3 雇用に大きな被害が生じた地域を有する地方公共団体が設置する復興産業集積区域内に限る。)

研究開発税制(法39条)

開発研究用資産について即時償却



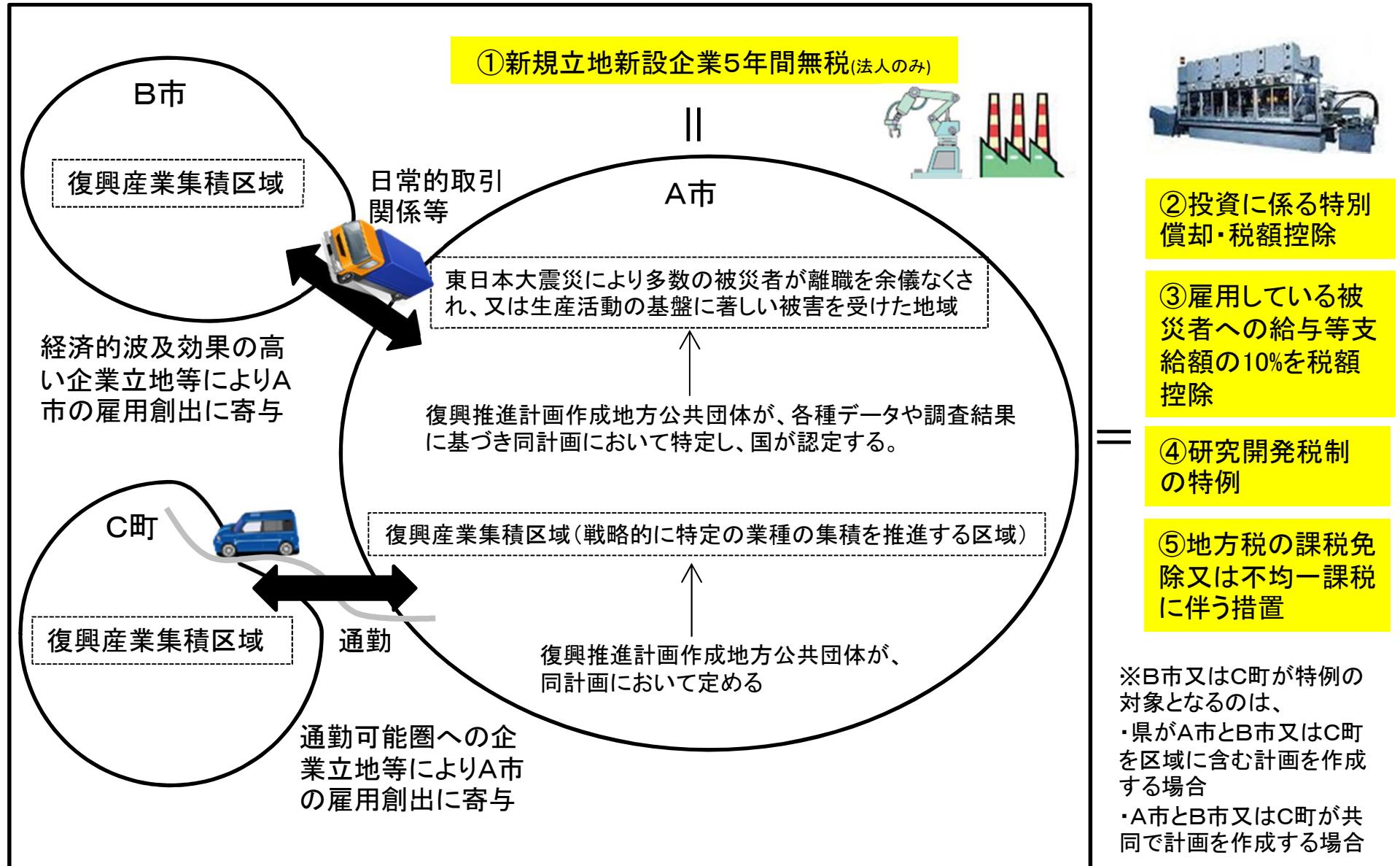
開発研究用資産の即時償却した減価償却費の12%を税額控除 (通常8～10%)

(2)地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置(法43条)

(～28年3月末)

復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

産業集積関係の税制上の特例の対象となる地域のイメージ



復興産業集積区域における新規立地促進税制（新規立地新設企業を5年間無税とする措置） 法40条

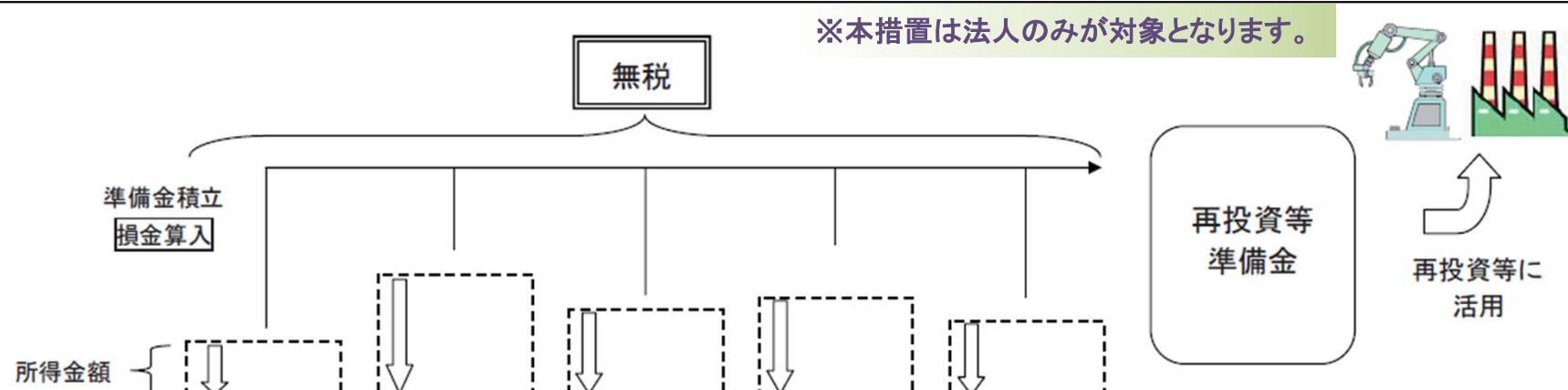
被災地における投資促進、雇用促進の観点から、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が設置する復興産業集積区域内における新規立地新設企業の立上げを支援するため、復興産業集積区域内に新設され、指定を受けた法人において、指定後5年間、課税が発生しないよう次の措置を講ずる。

- (1) 復興産業集積区域内において、平成28年3月31日までの間に指定を受けた法人^(注)が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる制度を創設する。
- (2) 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できる（準備金の範囲で即時償却）制度を創設する。

(注) 対象法人は次の要件をすべて満たす法人

- ・復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定の日以後に設立されたこと
- ・被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ・認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること
- ・復興産業集積区域内に本店を有すること
- ・積立てを行う事業年度において復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと
- ・指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価額が3億円以上（中小法人等は3,000万円以上）であること

(注) 本措置＜法40条＞、事業用設備の特別償却等＜法37条＞、法人税等の特別控除＜法38条＞はいずれかの選択適用



※ この準備金は、機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において再投資等のための支出額と同額を、指定の日以後 10 年が経過した日を含む事業年度（基準年度）以後の各事業年度においては基準年度の準備金残高の 10 分の 1 を、それぞれ取り崩して益金に算入する。

復興産業集積区域における特別償却又は税額控除

法37条

東日本大震災復興特別区域法の施行日から平成28年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人^(注1)が復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

○機械又は装置：即時償却又は取得価格の15%の税額控除^(注2)

(取得価格の50%の特別償却又は15%の税額控除^(注2)(26年4月1日～28年3月31日))

○建物：取得価格の25%の特別償却又は8%の税額控除^(注2)

(注1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行なう者として指定を受けた個人事業者又は法人。

(注2) 当期の税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

(注3) 本措置<法37条>、新規立地促進税制<法人のみ、法40条>、法人税等の特別控除<法38条>はいずれかの選択適用。

【参考】震災税特法第一弾で講じた措置

○被災代替資産等の特別償却（被災地域全域）

特別償却

資産等の区分	取得等の時期 ～H26. 3. 31	H26. 4. 1～ H28. 3. 31
機械装置	100%	50%
建物・構築物		25%

【選択】

税額控除

資産等の区分	取得等の時期 ～H26. 3. 31	H26. 4. 1～ H28. 3. 31
機械装置		15%
建物・構築物		8%

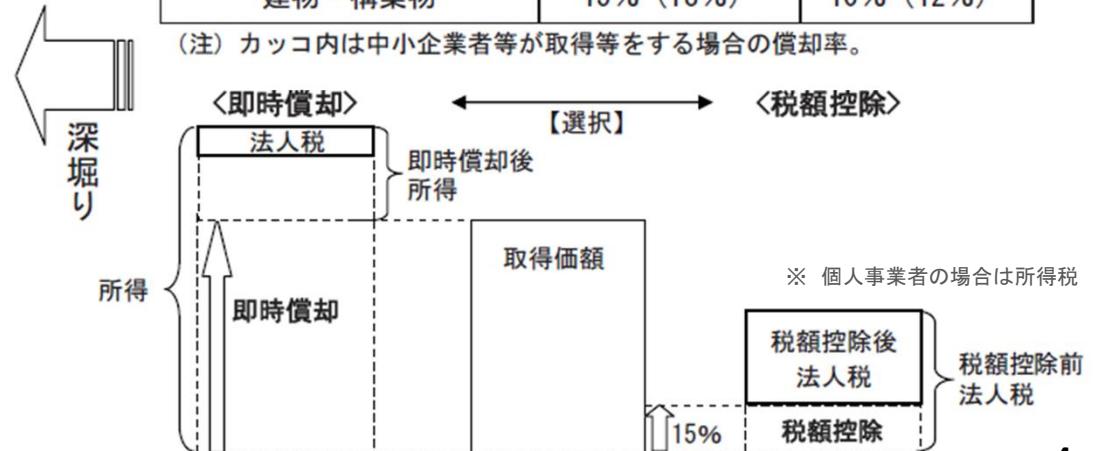
※ 復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

資産等の区分	取得等の時期 ～H26. 3. 31	H26. 4. 1～ H28. 3. 31
機械装置		30% (36%)
建物・構築物		15% (18%)

(注) カッコ内は中小企業者等が取得等をする場合の償却率。

＜即時償却＞

＜税額控除＞



※ 個人事業者の場合は所得税

復興産業集積区域における法人税等の特別控除

法38条

○平成28年3月31日までに指定を受けた個人事業者又は法人^(注1)が、指定を受けた日から5年の間の復興産業集積区域内の事業所における被災被用者^(注2)に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として控除できる。

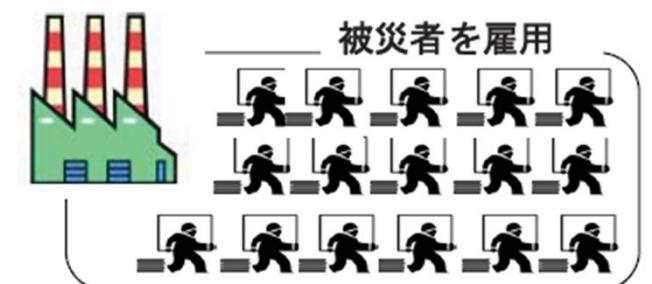
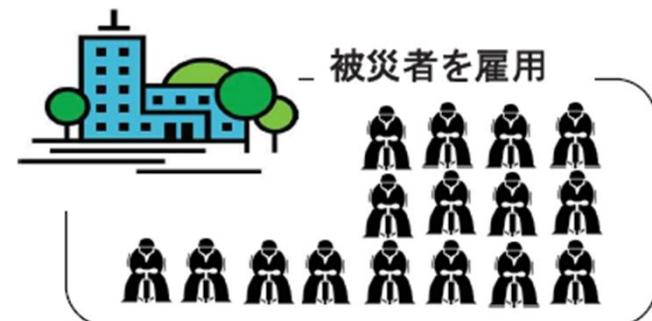
(注1) 東日本大震災により多数の被災者が溝脚部を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

(注2) 雇用されている被災者。被災者は次のいずれか。

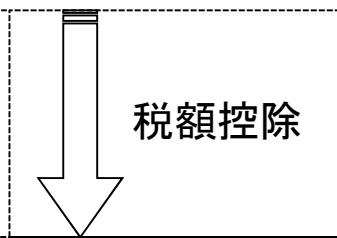
①平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者

②平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者

(注3) 本措置<法38条>、新規立地促進税制<法人のみ、法40条>、事業用設備の特別償却等<法37条>はいずれかの選択適用。



被災被用者に対する
給与等支給額
× 10%の税額控除



納稅額

※ 復興産業集積区域における研究開発税制の特例 ⇒ 等も併せて適用可能

法人税額
※ 個人事業者の場合は所得税額

復興産業集積区域における研究開発税制の特例等

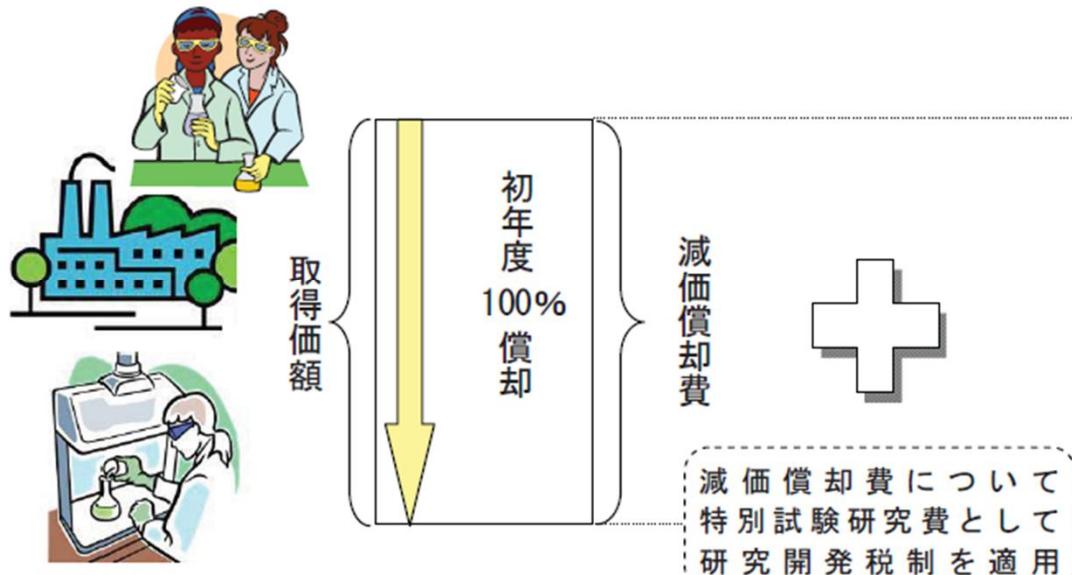
法39条

- (1) 平成28年3月31日までの間に復興産業集積区域において、指定を受けた個人事業者又は法人^(注 1)が取得等した開発研究用減価償却資産について、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができる(即時償却)。
- (2) (1)の対象となる開発研究用減価償却資産の減価償却費を、特別試験研究費として研究開発税制を適用。(12%の税額控除)

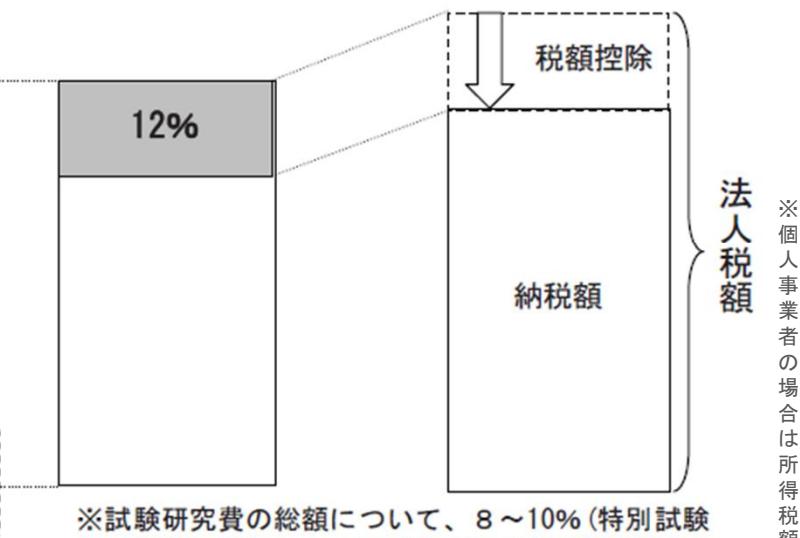
(注 1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

(注 2) 現行の研究開発税制は、試験研究費割合に応じて8~10%の税額控除。特別試験研究費(大学等との共同研究等)は一律12%の税額控除。

(1) 即時償却



(2) 研究開発税制の特例



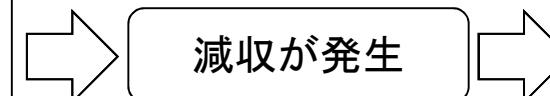
復興産業集積区域内において、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人^(注1)に対して、認定復興推進計画に記載された産業集積の形成等に資する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合、当該地方公共団体の減収に対して、震災復興特別交付税により補填する措置を講ずる。

(注1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

平成28年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人^(注1)が復興産業集積区域内において施設又は設備の新設又は増設



地方団体が地方税法第6条に基づく課税免除又は不均一課税を実施
・事業税
・不動産取得税
・固定資産税



減収額※を震災復興特別交付税の算定の基礎に算入

※ 事業税又は固定資産税の減収額は、最初の年度以降5カ年度分を対象とする。